

広島県告示第百六十二号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二七五号	東広島市高屋町溝口一〇六番一地从から 東広島市高屋町郷一三三九番二地先県道東広島本郷忠海線交点まで
県道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津字榊山一六四九番五地先一般国道一八五号交点から 東広島市西条町下三永字前境 二五番一地从一般国道一号交点まで

二 指定する期日

平成二十二年四月一日